

議第58号 専決処分の承認について

1 事件の概要

平成24年7月18日午前11時頃、呉市中央1丁目9番16号付近の交差点において、原告が運転する自転車と被告本市職員が運転する原動機付自転車とが接触する交通事故（以下「本件事故」といいます。）が発生しました。

原告は、「本件事故により、左肘・左前腕打撲、腰部打撲等を負い、また、本件事故による受傷及び事故当時の被告本市職員の言動や被告呉市の担当職員の不誠実な対応により、精神的に追い詰められ、鬱病にり患した。」などと主張し、被告呉市及び被告本市職員に対し、本件事故による身体的傷害及び精神疾患に係る治療費、慰謝料、休業損害等の合計である7,156,132円の支払を求め、平成27年10月15日付けで広島地方裁判所呉支部（以下「本件裁判所」といいます。）に提訴しました。

2 訴訟の経過

平成27年11月26日に第1回期日（口頭弁論）があり、その後、8回の期日を経て、平成29年3月7日に結審しました。

3 和解の勧告及び専決処分

平成29年3月7日の口頭弁論終結後、本件裁判所から和解の勧告があり、和解条項について検討したところ適当であると認められるため、これに応じ、当該訴訟上の和解をするため専決処分したので、議会の承認を求めるものです。